

平成 27 年 2 月 10 日

各 位

組合名 宮城県漁業協同組合
代表者名 代表理事理事長 小 野 喜 夫
問合せ先 理 事 東海林 俊 博
(Tel. 0225-21-5711)

平成 26 年 9 月期における信用事業強化計画の履行状況について

当組合は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づき、平成 26 年 9 月期の信用事業強化計画の履行状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

当組合は、今後も信用事業強化計画を着実に実行することにより、水産業者をはじめとする組合員・利用者の利便性維持・向上に努め、地域漁業・経済の一日も早い復旧・復興に向けて取り組んでまいります。

記

<履行状況の概要>

1 水産業者に対する信用供与の実施体制の整備

(1) 信用事業の実施体制の整備

為替店舗 4 店舗、特定の曜日に営業する店舗 16 店舗の計 20 店舗、及び移動店舗車 1 台（予め周知した日時・場所において貯金の受け払いや通帳記帳等の業務を行う専用の車両）、ATM（現金自動預け払い機）13 台の体制で信用事業を実施しております。

(2) 新人事制度の導入

信用事業強化計画に掲げた取組みを着実に実践していくこと等を目的として、4 月に導入した新たな人事制度の下、人事考課制度や研修の充実を図ること等により、組合員・利用者の復興支援や当組合の経営改善にかかる取組態勢を強化しております。

2 具体的な取組方策

(1) 東日本大震災の被災者への信用供与の対応状況

<震災以降～平成 26 年 11 月末>

	件 数	金 額
貸付条件の変更	85 件	2,495 百万円
新規融資	1,435 件	22,955 百万円

<直接被災者への主な支援事例>

【事例 1】

漁船の上架・下架を行う際に使用する漁船巻き揚げ機について、被災によりその殆どが流失・損壊したことから、漁業者は船底の点検や清掃作業等を行うことができず、同機の早期の復旧が求められました。

そのため、当組合では施設保有漁業協同組合を通じたその共同利用を提案するとともに、その復旧にかかる漁業近代化資金等を融資し、主要な浜において計 23 台の漁船巻き揚げ機が整備され、保守作業の円滑化が図られました。

【事例 2】

県内における主要養殖品目の一つであるほやは、震災前はその多くが輸出されていましたが、震災後は一部の国等において輸入が禁止され現在も継続していることから、県産品の安全・安心のPRに取り組む一方、新たな販売先の確保が課題となりました。

当組合では、商談会等の場を介して県産ほやのPRを行い、関係機関による支援や物流業者との連携を通じて、新たな輸出先として香港への輸出を開始しました。

(2) 水産資源の維持・回復、漁場の有効利用に資する取り組み

宮城県の「栽培漁業種苗放流支援事業」を活用しアワビの稚貝放流（31 万尾）を実施したほか、4 支所において海苔の区画漁業権の新規取得にかかる漁場利用計画の変更の手続き（新たな免許取得及び漁業権行使規則の申請）を行い、漁場の有効利用を支援いたしました。

(3) 漁家経営安定に資する取り組み

燃油価格の高騰に対し、既存の「漁業経営セーフティーネット構築事業」やこれを拡充・強化する形で措置された「漁業用燃油緊急特別対策」、さらには燃油消費量そのものを削減する取り組みに対して支援を受けられる、「省燃油活動推進事業」について、関係機関と連携して加入推進を実施しました。漁業経営セーフティーネット構築事業の契約者数は平成 26 年 11 月末現在で計 183 名となり、うち 133 名が漁業用燃油緊急特別対策並びに省燃油活動推進事業を活用しております。

(4) 水産物のブランド回復等に向けた取り組み

上記 2 (1) 【事例 2】におけるほやの輸出取り組みのほか、行政や大学と連携し、わかめ加工の行程でこれまで廃棄していた加工残渣物を乾燥・粉砕し、これを豚等の家畜飼料の原料に活用することで残渣物の価値向上を目指す実証事業に継続して

取り組みました。

また、新たな流通チャネルの構築に向けた取り組みとして、研究機関と連携し、生産者と買付人がインターネットを介して取引を行う予約取引市場の実証実験を継続して行いました。

以 上